

税務相談室

平成26年度税制改正(その1)

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

平成26年度の改正税法について教えてください。

回答

1. 給与所得控除の縮小

日本の給与所得者は、所得税の基準となる課税所得を計算する際に、1年間の必要経費を実際に計算することなしに、給与収入から必要経費にあたる「給与所得控除額」を差し引くことが認められています。その「給与所得控除額」は、1年間の給与等の収入金額に応じて最低65万円から245万円(上限)までの金額を控除することができます。

平成26年4月から、消費税率が8%となりました。消費税は逆進性が強く低所得者層には負担感が大きいとされ、そのため高所得者にはもっと負担を求めるべきだという国の考えに端を発し、「給与所得控除額」は実際のサラリーマンなどの必要経費に比べると過大であるとした上で、年収1,000万円を超えるサラリーマンなどの所得税・住民税の負担を段階的に引き上げることになりました。

	改正前		改正後	
	平成27年分までの所得税	平成28年分の所得税	平成29年分以降の所得税	
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円	
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円	

2. ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算の廃止

資産のうち、次にかかげるような生活用動産以外の資産については、「生活に通常必要でない資産」として、その譲渡損失と他の所得との損益通算および雑損控除ができないことになっています。

- ①競走馬その他射的的行為の手段となる動産
- ②居住の用に供しない家屋で、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞を目的として所有する不動産
- ③貴石、貴金属、真珠、書画、骨董および美術工芸品等で1点30万円超のもの
- ④その他生活の用に供する動産のうち生活用動産以外のもの

今回の改正では、「生活に通常必要でない資産」の範囲に、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産として、「ゴルフ会員権、リゾート会員権等」が加えられることになりました。

上記の改正は、平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。

3. NISA(少額投資非課税制度)口座変更・廃止等の柔軟化

平成26年1月から開始されたNISAの普及定着を図り、自助努力による家計資産の形成を支援・促進し、経済成長に欠かせない成長マネーの供給拡大との両立を図ることを目的として導入されましたが、より一層の普及拡大を図るには、より利便性の向上と手続の簡素化を図る必要があるとして、改正が行われました。

NISA口座の変更・廃止の柔軟化

区分	改正前	改正後
口座開設金融機関の変更の可否	同一勘定設定期間内での変更ができない	1年(暦年)単位で変更できる
口座を廃止した場合の再開設の可否	同一勘定設定期間内での再開設ができない	翌年から再開設できる

上記の改正は、平成27年1月1日以後に変更届出書または廃止届出書を提出する場合に適用されません。

4. 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し

(1) 制度の概要

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例は、相続により取得した土地建物や株式等を、相続の開始があったことを知った日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年以内に譲渡した場合には、その譲渡した資産の取得費については、相続税額のうち一定金額をその譲渡資産の取得費に加算して、納税者の税額負担を軽減する特例です。

(2) 改正のポイント

この制度について、次のような改正が行われました。

相続財産である土地等を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上取得費に加算する金額は、「その者が相続したすべての土地等に対応する相続税相当額」から「その者が譲渡した土地等に対応する相続税相当額」に変更(縮減)されました。

上記の改正は、平成27年1月1日以後に開始する相続または遺贈により取得した資産を譲渡した場合に適用されます。